

神奈川県の成り立ち

資料課 齊藤 達也

はじめに

現在の神奈川県域は明治26(1893)年に確定した。しかし、それに至る過程において、神奈川県域は複雑な変遷を経ている。そのため、本稿では神奈川県域が確定していく過程を分かりやすく整理した。特に『神奈川県史』に記述されている、明治4年9月に実施されたという三多摩地域の東京府などへの移管については、大きな疑問が存在するので、この機会に再検証していく。

1 神奈川奉行所から神奈川県に

神奈川県の始まりは、江戸時代末期の安政6年の神奈川の港の開港である。幕府は、この開港に併せて神奈川奉行所を設置した。この神奈川奉行所が神奈川県の起源ということになる。その後、維新政府によって神奈川奉行所は、明治元(慶応4、1868)年3月19日に横浜裁判所と改められる。僅か1月後の同年4月20日には、神奈川裁判所に改称され、続いて同年6月17日、神奈川裁判所を神奈川府に再度改称されている。そして、同年9月21日、神奈川府を神奈川県に改称され、現在に至るのである。

勿論、この時期は、廃藩置県前であり現在の神奈川県域にも六浦藩、小田原藩、荻野山中藩が存在しており、その他にも幾つもの藩の領地などが点在していた。それまでの領地は一つの囲まれた区域という概念ではなく、領地はあちこちに点在していたのである。現在の神奈川県域にも六浦藩、小田原藩、荻野山中藩の3つの藩以外にも烏山藩、水戸藩、佐倉藩、生実藩、六浦藩、西大平藩といった多くの藩の領地が点在していた。

こうした中で、神奈川県は多摩郡、橘樹郡、都筑郡、久良岐郡、高座郡、津久井郡などの幕府や旗本の領地などを所管することになったのである。

2 廃藩置県と府県再編

明治4(1871)年7月14日には、廃藩置県の詔書が発せられ、全国のすべての“藩”

神奈川県成り立ち

が“県”になった。現在の神奈川県域にあった六浦藩、小田原藩、荻野山中藩も、それぞれ六浦県、小田原県、荻野山中県となり、また、県域外の藩（烏山藩、水戸藩、佐倉藩、生実藩、六浦藩、西大平藩）の領地もそれぞれの県（烏山県、水戸県、佐倉県、生実県、六浦県、西大平県）の所管とされたのである。

明治4年10月28日、11月2日、14日、15日、20日、22日に連続して布告⁽¹⁾が出され、全国の府県の統合と飛地の整理が行われた。この結果、全国に約300あった府県は、3府72県へと統合されたのである。（以下、第一次府県整理）

神奈川県域（群馬を除く関八州と伊豆国）については、明治4年11月14日の布告⁽²⁾により六浦県は神奈川県に編入され、小田原県と荻野山中県は廃止されて足柄県が設置、それ以外の各県の所管地域も神奈川県と足柄県に移管され飛地などが整理された（図1）。

明治9年4月18日の布告⁽³⁾により足柄県は廃止され、伊豆国は静岡県に、相模国は神奈川県に編入された。これにより神奈川県は現在の県域と多摩三郡を所管することとなったのである（図2）。（以下、第二次府県整理）

明治26年4月1日には、「東京府及神奈川県境域変更ニ関スル法律」（明治26年法律第12号）が施行され多摩三郡（西多摩郡、南多摩郡、北多摩郡）が東京府に移管された。この移管により、神奈川県は現在の県域となるのである（図3）。

図1 明治4年11月14日足柄県神奈川県再編時⁽⁴⁾



図2 明治9年4月18日足柄県神奈川県編入時⁽⁵⁾



図3 明治26年4月1日多摩三郡東京府移管時⁽⁶⁾



3 多摩郡内の変遷

明治初期に行われた多摩郡内の府県の移動は、非常に複雑であるが、神奈川県在所管に関しては概ね次のとおりである。

多摩郡内は、葦山代官 江川太郎左衛門・品川の代官 松村忠四郎支配所と旗本知行地、高家領、彦根藩などの藩領などが混在していた。

多摩郡内で、代官 江川太郎左衛門の支配していた地域は、明治元（慶応4、1868）年6月29日に葦山県が設置され同県の所管となる。同年9月21日に神奈川県が設置されると、南多摩地域の旗本知行地などが神奈川県在所管となり、さらに同年11月から12月に同郡内の葦山県所管地域も神奈川県に移管されたのである。

武蔵国の代官は3人いたが、多摩郡内には、代官 松村忠四郎の支配する地域が多くあった。松村忠四郎は、明治元（慶応4）年6月29日に武蔵知県事（同年8月8日から古賀定雄）となり、明治2年2月9日に古賀定雄武蔵知県事が所管していた地域が品川県となったため、南多摩地域、東多摩地域の多くの地域が品川県の所管となった。

次いで、明治2年4月10日には、北多摩地域や西多摩地域内の旗本知行地の一部や葦山県の所管の一部が品川県となり、明治元年12月に葦山県から神奈川県に移管された矢野口村など6村（後の南多摩郡稲城村、現在の東京都稲城市）も品川県の所管となった。

明治3年には、南多摩地域の高家領が神奈川県在所管になった。

明治4年7月14日には廃藩置県が実施され、全国の各藩はそれぞれ県となった。西多摩地域、北多摩地域の藩領は、それぞれ彦根県、龍ヶ崎県、前橋県、岩槻県、西端県の所管となったが、同年11月の第一次府県整理により、これら各県の所管地域は神奈川県に移管されることになった。また、同じく第一次府県整理により、品川県が廃止され、同県所管の地域は入間県と東京府に移管された。

明治5年になると、東京府や入間県に移管された地域も神奈川県に移管され、同年5月には多摩郡内ほぼ全ての地域が神奈川県在所管となった。しかし、東京府から同年5月22日に移管された中野村など32村（現在の中野区、杉並区の地域）の住民は、東京府庁までは2、3里だが神奈川県庁までは10里にもなるなどの理由で東京府への移管を申し出て、これが認められ9月10日には再度東京府に移管となった。（なお、この地域は、明治11年11月2日に郡区町村編制法が施行され東多摩郡となり、明治29年3月29日南豊島

神奈川県成り立ち

郡と合併し豊多摩郡となる。昭和7（1932）年5月24日中野区と杉並区になる。）

4 明治4年9月の多摩郡移管問題

神奈川県成り立ちを考える上で最大の問題は、明治4（1871）年9月の多摩郡の移管問題である。『神奈川県史』によれば、明治4年9月に多摩郡内の全ての地域は神奈川県所管から除かれている⁽⁸⁾。神奈川県史ではその根拠として、「府県廃置ノ議ヲ定ム」（資料1）をあげている。

資料1 府県廃置ノ議ヲ定ム⁽⁹⁾

九月

府県廃置ノ議ヲ定ム

大蔵省伺

従前ノ諸県被廢今般更ニ七十三県被置候ニ付テハ別紙ノ通御布告相成可然存候依之御布告按相添此段相伺申候也 九月二日大蔵

御布告案

在来ノ諸県総テ被廢候事 九月

元諸県へ達按

在来ノ諸県被廢候ニ付テハ今般別紙ノ通更ニ県ヲ被置候間得其意管轄イタシ来候地処当未年ヨリ物成郷村等其県々へ引渡可申事 九月大蔵

（中略）

甲斐国一円是迄ノ通 甲 府 県

伊豆国一円島々共

相模国 足柄下郡 足柄上郡 小田原県

高 座 郡 大 住 郡

愛 甲 郡 洵 綾 郡

津久井郡

相模国 三 浦 郡 鎌 倉 郡 神奈川県

武蔵国 橘樹郡 都筑郡

久良岐郡

武蔵国 荏原郡 豊島郡 東京府

多摩郡ノ内 足立郡ノ内

葛飾郡ノ内

(中略)

安芸国一円 広島県

周防国 玖珂郡ノ内

周防国 佐波郡 都濃郡 三田尻県

熊毛郡 大島郡

玖珂郡ノ内 吉敷郡ノ内

長門国 阿武郡

周防国 吉敷郡ノ内 豊浦県

長門国 豊浦郡 大津郡

厚狭郡 美根郡

見島郡

(中略)

土佐国 安芸郡 吾川郡 高知県

香美郡 土佐郡

長岡郡

土佐国 高岡郡 幡多郡 中村県

(後略)

これによれば、多摩郡内の地域は東京府と川越県に移管されていたことになる。また、伊豆国については、韮山県から小田原県に移管されていたことになるのである。

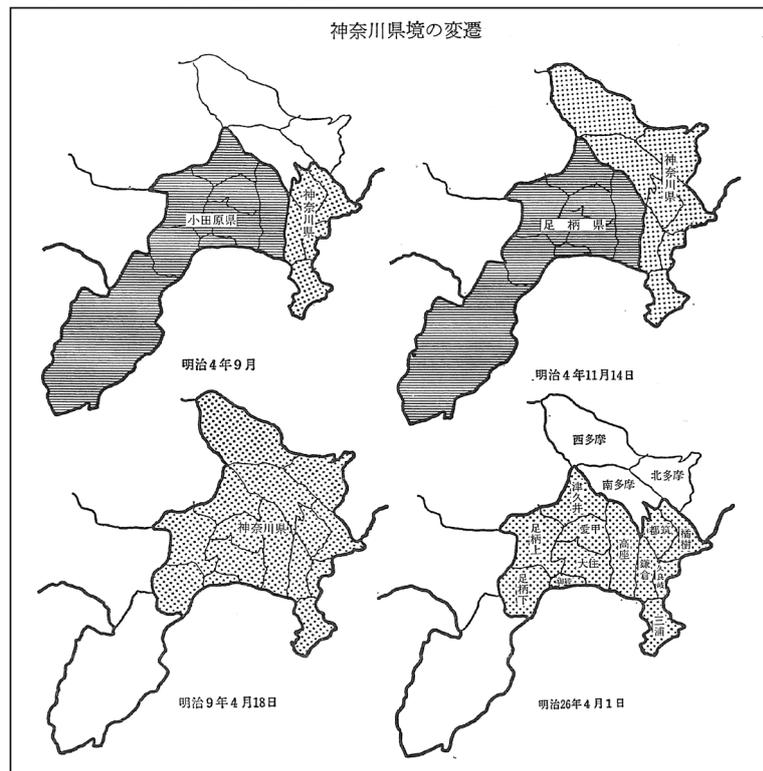
神奈川県史には、図4の多摩三郡から伊豆半島までの県境変遷図が示されている。明治4年9月の地図では、多摩三郡は神奈川県在所管からは外れ、神奈川県在所管は橘樹郡、

神奈川県成り立ち

都筑郡、久良岐郡、三浦郡、鎌倉郡の5郡の地域となっている。また、現在の神奈川県域の西側の地域は小田原県となっており、小田原県の所管は高座郡、津久井郡、愛甲郡、淘綾郡、大住郡、足柄上郡、足柄下郡、伊豆半島全域となっている。

しかし、多摩地域の変遷については、この時期に神奈川県から他の府県などに移管された記録などが存在

図4 神奈川県境の変遷⁽¹⁰⁾



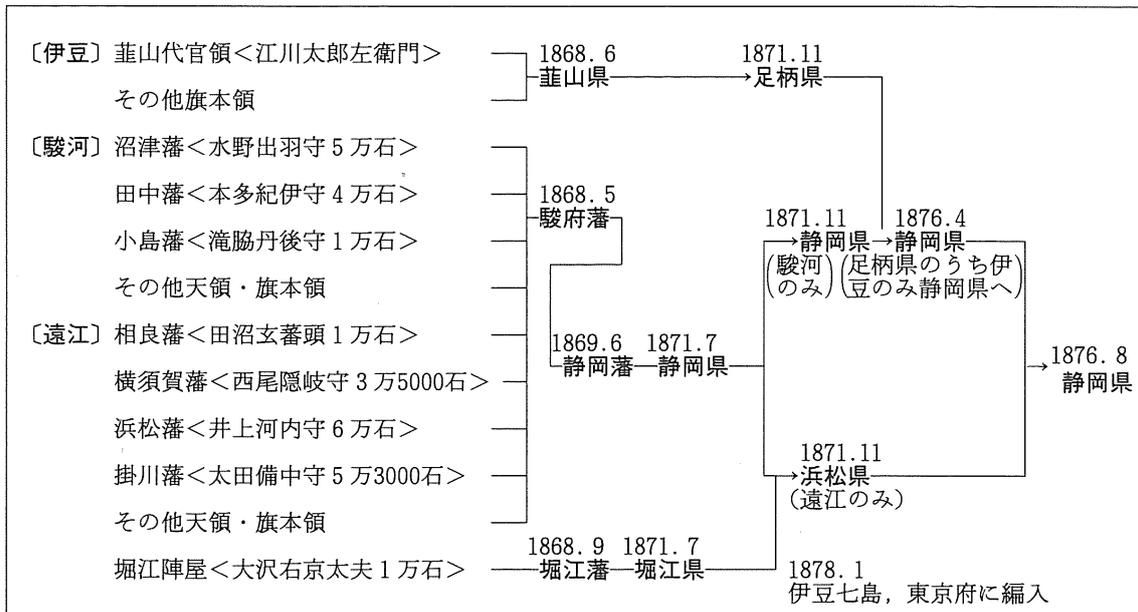
しない。前述したように東京府史⁽¹¹⁾や品川県史料⁽¹²⁾などの資料を調べても、多摩郡域は明治元年から段階的に神奈川県在所管となり、明治5年には全ての地域が神奈川県在所管となっていることしか浮かんでこないのである。

では、小田原県はどうであろうか。明治4年9月に果たして伊豆国までを所管していたのであろうか。明治4年11月14日には、足柄県が設置され伊豆国は足柄県在所管となるのであるが、9月から11月までの2か月ほど小田原県が所管していたのであろうか。

伊豆国は、葦山代官 江川太郎左衛門が支配しており、明治元（慶応4、1868）6月29日に葦山県が設置されているので、伊豆国内の町村の引継ぎなど葦山県から小田原県への受渡の記録や、小田原県から足柄県への受渡の記録なども残されているのではないかと考えられるが、そのような記録を見つけることはできない。

それでは、静岡県では伊豆国の所管についてどのように把握しているのであろうか。『静岡県史』には、伊豆国について図5のとおり記載されている。これによれば、伊豆国は葦山県から足柄県に引き継がれたとされており、小田原県の記述は見当たらない。

図5 静岡県域変遷図⁽¹³⁾



なお、『静岡県史』の伊豆国と足柄県の記述は、次のとおりである⁽¹⁴⁾。

足柄県と伊豆国 明治4（1871）年11月13日、葦山県大参事の柏木忠俊は足柄県参事に任命され、旧小田原藩、旧荻野山中藩、葦山県の三地域を合併した足柄県を統括することとなった。旧葦山県から足柄県への事務引き継ぎが行われたのが12月23日のことであったが、柏木以下の葦山県官制体制がそのまま残ることとなったので、伊豆地域では浜松県下のような不穏な状況にはならず、論告なども特別に出されなかった。また葦山旧県庁には足柄県葦山出張所が置かれ、従来の行政を維持した。柏木参事は明治5年7月25日には権令に、そして1874年9月14日には県令に昇進している。

また、現在の東京都の地域には、当時小菅県（明治2年1月13日設置）、品川県（明治2年2月9日設置）が存在していたのであるが、仮に「府県廃置ノ議ヲ定ム」が実施されたのであれば、明治4年9月に時点でこの2つの県は廃止され、東京府に編入されていたことになるのである。しかし、明治4年11月にこの小菅県や品川県を含む府県に沙汰が発せられているのである⁽¹⁵⁾。このような矛盾した通知が発せられるとは考えられない。

さらに、「府県廃置ノ議ヲ定ム」を詳しく調べると、甲斐国を所管する県に「甲府県」、

神奈川県成り立ち

周防国及び長門国を所管する県に「三田尻県」、土佐国に「中村県」という県名も記載されているが、これらの県名も存在が確認できないのである。

因みに、『山梨県史』には「甲府県」の記述はなく、明治4年11月20日の山梨県置県だけが記述されている⁽¹⁶⁾。『山口県史』には、明治4年9月の「大蔵省の山口県三分割案」として周防・長門両国が広島県、三田尻県、豊浦県に分割される案が掲載されているが、実際には、この案は実施されず、同年11月15日に山口県、岩国県、豊浦県、清末県の4県が廃止され、山口県となったことが記述されている⁽¹⁷⁾。また、『高知県史』には、明治4年7月14日以後、高知県であったことが記述されている⁽¹⁸⁾。

おわりに

以上みてきたように、太政類典に記載されている「府県廃置ノ議ヲ定ム」は実施されていないと考えられる。そのため、神奈川県史に記載されている明治4年9月の三多摩地域の神奈川県以外への移管と、伊豆国の韮山県から小田原県への移管の事実はなかったと考えるべきとの結論に至ったのである。

【注】

- (1) 太政官布告 第 559 号、同 第 565 号、同 第 566 号、同 第 594 号、同 第 595 号、同 第 600 号、同 第 601 号、同 第 602 号、同 第 608 号、同 第 609 号、同 第 614 号
- (2) 太政官布告 第 594 号
- (3) 太政官布告 第 53 号
- (4) 「神奈川県管下図」(国立公文書館蔵、筆者加筆)
- (5) 同前
- (6) 同前
- (7) 多摩郡は、明治 11 年の郡区町村編制法の施行に伴い東西南北の 4 つに分割されるため、分割前については便宜的に「南多摩地域」、「北多摩地域」などと記載した。
- (8) 『神奈川県史 通史編 4 近代・現代 (1)』(神奈川県 昭和 55 年)
- (9) 『太政類典 第二編第九五巻』(国立公文書館蔵)
- (10) 前掲『神奈川県史 史編 4 近代・現代 (1)』より転載

- (11) 『東京府史 行政編 第一巻』(東京府 昭和10年)
- (12) 『品川県史料 (『品川区史 資料編 別冊第一)』(東京都品川区 昭和45年)
- (13) 『静岡県史 通史編5 近現代1』(静岡県 平成8年)
- (14) 同前
- (15) 太政官沙汰 第576号
- (16) 『山梨県史 資料編14 近現代1』(山梨県 平成8年)
- (17) 『山口県史 史料編 近代1』(山口県 平成12年)
- (18) 『高知県史 近代史料編』(高知県 昭和49年)